

地域代表として本格始動

第一回「考える会」代表者会議を開催

考える会通信



第一回考える会代表者会議の様子 6月19日枇杷原集会所

「まちづくり専門
家派遣制度」の活用
により、仙台市から
派遣していただいで
いる小島浩氏を迎え、
「秋保地区の交通を
考える会」の初回
「代表者会議」を6
月19日、枇杷原集會
所で開催しました。
参加したメンバーは、
3月27日第二回「考

える会」で確認した
方針に基づき公募し
た結果、主旨に賛同
していただいた14名
のうち10名の方々と
仙台市都市整備局か
ら3名、オブザーバー
として秋保総合支所
から2名、秋保包括
支援センターから2
名の合計18名でした。
会議では、それぞ

「秋保地区の交
通を考える会」
発行責任者
庄子 敏明
〒982-0241
仙台市太白区秋
保町湯元字枇杷
原16-3
TEL 398-2517

れの所感を表明しな
がらの自己紹介から
始まり、「考える会」
の会則決定、役員選
任、次回以降の会議
日程を確認しました。
今後「代表者会議」
は、7月から来年3
月まで奇数月第二水
曜日を開催します。
会場はそれぞれの地
区の集会所を持ち回

りで用い開催するこ
ととし、できる限り
基幹交通たる路線バ
スを使用して参集す
ることとしました。
路線やダイヤに係る
便・不便を体感し、
他乗客の利用状況調
査を目的としていま
す。
アドバイザーの小
島氏は、仙台市との
契約上、偶数月のみ
参加のところ、秋保
の取り組みに関心が
あるとのこと毎月
参加するとの表明を
頂きました。

役割に応じ活動を 役員を選出

第一回「代表者会
議」の開催で、昨年
2月から活動してき
た「考える会」を一
新し、真に地域代表
として実働できる
「考える会」が発足
したことになります。
選出された役員は
世話役として恒常的
に活動し、代表者会
議へ議題・資料を提

供、審議決定された
方針に従い、代表者
会とともに行動して
いきます。
活動の報告は随時
の会報発行で行い、
その他会員、地域住
民へ広報します。
「考える会」の重要
決定事項は会長が適
時招集する全体会で
決定します。

秋保地区の交通を考える会代表者会名簿

会長	秋保地区の交通を考える会	庄子 敏明		秋保中学校校長	千葉 慎
副会長	馬場連合町内会 (滝原)	及川 純一		秋保中学校 P T A	
副会長	秋保小学校区連合町内会 (石神)	大場 拓俊		あきつ幼稚園園長	峰岸 新造
副会長	湯元地区連合町内会 (太夫)	湯目 昌幸		秋保地域包括支援センター (オブザーバー)	松山 史子
庶務広報	馬場小学校 P T A 副会長	佐藤 祐二		秋保地域包括支援センター (オブザーバー)	添田 拓三
庶務広報	(有) 秋保交通	青野 邦彦		秋保総合支所総務課 (オブザーバー)	槻田 良孝
会計	秋保小学校 P T A 会長	佐々木克真		秋保総合支所総務課 (オブザーバー)	中野 耕也
監査	みやぎ商工会秋保支部長	岡崎 清治		都市整備局総合交通政策部公共交通推進課 地域交通係 主幹兼係長	五十嵐 大
監査	秋保温泉旅館組合	佐藤 司		都市整備局総合交通政策部公共交通推進課 地域交通係 主事	岡田 裕司
	馬場連合町内会 (野尻)	佐藤 幸記		都市整備局総合交通政策部公共交通推進課 地域交通係 技師	加藤 湧夢
	秋保小学校区連合町内会 (長袋町)	菅野 京子	アドバイザー	一般社団法人 計量計画研究所 研究本部都市地域・環境部門部門長	小島 浩

秋保地区の交通を考える会会則

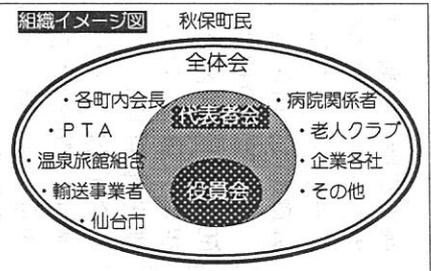
会則 本会の最終目的巡り集中論議

6月19日の第一回代表者会議で確認された会則は、左表のとおりです。
 本会の構造は三層になつており、各町内会や学校関係、商業や観光業、老人会

など地域交通に密接な関係のある方々で構成する全体会、この方々と関わり意見を調整や要望をすくい上げて調整する代表者会議、具体的な方針を提起し実行の主

体となる役員会で構成されます。会則を巡つての議論では、本会の目的が地域交通の立案行政への要請として、まるのか、それとも持続可能な収支計画

に基づいて運行して



本会が直接的乃至間接的に関わるのかが話し合われました。この点については会則の変更を含め、継続議論することになりました。



秋保地区の交通を考える会会則

(名称)

第一条 この会は「秋保地区の交通を考える会」(以下「本会」と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第二条 本会は、秋保地区の交通の課題を把握し、地域住民の合意形成を図りつつ地域の足を確保し、安心で暮らしやすい地域と地域の活性化を目指す。

(事業)

第三条 第二条の目的を達成する為、次の事業を行う。
 (1) 地域交通確保の具体策の検討
 (2) 住民への広報
 (3) アンケートの調査・分析
 (4) 関連団体との意見交換・協調
 (5) その他

(組織)

第四条 本会は、秋保を愛し、本会の趣旨に賛同する者で構成し、全体会・代表者会・役員会を置く。

(役員構成と任務)

第五条 本会の役員及び任務は、次の通りとする。
 (1) 会長 会を統括する
 (2) 副会長 会長を補佐し、会長不在の際はその職務を代行する
 (3) 庶務 会の庶務を処理する
 (4) 会計 会の会計を処理する
 (5) 広報 会の広報を担当する
 (6) 監査 会の会務など会計を監査する。

(代表者会員・役員を選任及び任期)

第六条 代表者会員は全体会で、役員は代表者会で選任し任期は2年とする。欠員により選出された代表者会員・役員は、前任者の残任期間とする。

(会務)

第七条 全体会・代表者会・役員会は会長が招集し、議長を努め、次の審議をする。

- (1) 全体会
 - (イ) 事業運営全般
 - (ロ) 予算・決算
 - (ハ) 役員を選任
 - (ニ) 会則の改廃
 - (ホ) その他会運営に必要な事項
- (2) 代表者会
 - (イ) 全体会へ提出する事項
 - (ロ) その他会運営上必要な事項
- (3) 役員会
 - (イ) 代表者会に提出する事項
 - (ロ) 全体会・代表者会にて決定された事項
 - (ハ) その他会運営上必要な事項
- (4) 議決
 - 全体会議・代表者会議における議決は、出席者の過半数とする。

(専決)

第八条 緊急を要する事項及び軽易な業務は会長の専決事項とし、直近の会議において、役員会・代表者会・全体会に報告・承認を得る。

(経費)

第九条 本会の経費は、会費及び助成金・協賛金その他の収入を充てる。

(会計年度)

第十条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第十一条 本会の会則で定めない事項は、会長が別に定める。

附則

(1) この会則は令和元年6月19日より施行する。但し、第十条の会計年度は令和元年に限り、6月19日から翌年3月31日までとする。

事例研究 南相馬市

福島県南相馬市では、定額制タクシー「みなタク」を昨年3月に開始しました。この中身は、原町区と鹿島区を対象にそれぞれ五つの区域に分け、600円から300円刻みで最高1800円の定額でタクシーに乗れるというものです。タクシーは通常のメーター走行をし、メーター運賃との差額は市が負担しています。

出かける際の乗車地点は自宅ですが、降車地点はスーパーや病院、駅

などと指定されています。しかしこれ以外に、利用者は一か所降車地点を事前登録することができ、利便性を高めています。帰宅時は指定場所からの乗車となります。対象区の住民であれば登録のみで、7時から19時まで利用できます。

運行主体の南相馬市公共交通活性化協議会では、「相乗り」による利用者の負担軽減をすすめており、昨年未までの9ヶ月間で2万回以上が配車されたとのこと。高齢者の通院利用が主体ですが、鉄道駅や学校

への利用もあり、送迎していた家族の負担軽減が大幅に図られました。

協議会の分析では、「みなタク」を片道のみ利用したケースは4割強であり、他の公共交通機関や送迎と組み合わせられて利用されている点に着目、「みなタク」のように公共交通の「メニューを増やす」と同時に他公共交通機関の「情報を束ねる」ことで、自家用車と公共交通が、物理的かつ心理的にも区分されてきた現状を和らげ、自家用車に頼らない社会構築が期待されるとしています。